

山梨県公報

号外第五十九号

平成二十三年

七月十三日

水曜日

目次

条 例

- 山梨県医師海外留学資金貸与条例……………三
- 山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例……………五
- 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………六
- 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例……………六
- 山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………六
- 山梨県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例……………八
- 山梨県県税条例の一部を改正する条例……………八
- 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例……………九
- 山梨県県税条例等の一部を改正する条例……………九

条例のあらまし

1 山梨県医師海外留学資金貸与条例(条例第二十七号)(医務課)

この条例は、外国の病院又は教育施設において診療に関する高度な技術又は専門知識を修得する研修(以下「海外留学研修」という。)を受ける者で、海外留学研修の修了後県内の公立病院等において医師の業務に従事し、かつ、修得した技術又は知識を普及しようとするものに対し、海外留学研修に要する資金(以下「海外留学資金」という。)を貸与すること等により、県内における医療水準の向上及び医師の確保に資することを目的とするものとした。

2 「公立病院等」の用語の意義を定めることとした。

3 知事は、次に掲げる要件を満たす者の申請により、その者に海外留学資金を貸与する旨の契約を結ぶことができることとした。

(一) 医師免許を受けている者であること。

(二) 医師免許を受けた後の期間が五年以上十五年以内である者であること。

(三) 海外留学研修の期間が規則で定める期間内である者であること。

(四) 海外留学研修を修了した後、県内の公立病院等において医師の業務に従事する意思を有している者であること。

(五) 専門資格を有する者又は規則で定める大学において正規の医学の課程を修めて卒業した者であること。

(六) 山梨県医師修学資金貸与条例(平成十九年山梨県条例第三十二号)第三条第一項の医師修学資金に係る返還の債務を有する者でないこと。

4 海外留学資金は海外留学研修に係る経費並びに渡航及び帰国に要する経費とし、これらの貸与の額は次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとすることとした。

(一) 海外留学研修に係る経費 月額三十万円

(二) 渡航及び帰国に要する経費 往復の航空賃その他規則で定める実費(五十万円を限度とする。)

5 知事は、3の契約の相手方が次に掲げる理由のいずれかに該当するときは、その契約を解除するものとした。

(一) 海外留学研修を中止したとき。

(二) 心身の故障のため海外留学研修を開始し、又は修了する見込みがなくなったと認められるとき。

(三) 海外留学研修の実績又は性行が著しく不良となったとき。

(四) 海外留学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(五) 死亡したとき。

(六) 海外留学資金の貸与の契約を結んだ日の属する年度の翌年度の末日までに海外留学研修を開始しなかつたとき。

(七) その他海外留学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

6 知事は、3の契約の相手方が三十日以上海外留学研修を中断したときは、中断した日の属する月の翌月分から中断の期間に相当するものとして知事が指定する期間の最後の月の分まで海外留学資金の貸与を行わないものとした。

7 知事は、海外留学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、海外留学資金の返還の債務を免除するものとした。

(一) 海外留学研修を修了した日から起算して三月(災害、疾病その他やむを得ない理由により医師の業務に従事することができない期間は、算入しない。)以内に県内の公立病院等において医師の業務を開始し、かつ、当該業務を開始した日の属する月から起算して海外留学資金の貸与を受けた期間の二倍に相当する期間(災害、疾病その他やむを得ない理由により医師の業務に従事することができない期間は、算

- (二) 前号に規定する医師の業務に従事している期間中に業務上の理由により死亡し、又は当該業務に起因する心身の故障のため当該業務に従事することができなくなったとき。
 - 8 海外留学資金の貸与を受けた者は、次に掲げる理由のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が生じた日の属する月の翌月末日までに海外留学資金を返還しなければならないこととした。
 - (一) 海外留学資金を貸与する旨の契約が解除されたとき。
 - (二) 前条第一号に規定する医師の業務に従事している期間中に死亡したとき(7(二)に該当するときは除く。)
 - (三) 医師免許を取り消されたとき。
 - (四) 海外留学研修を修了した日から起算して三月以内に県内の公立病院等において医師の業務を開始しなかつたとき。
 - (五) その他海外留学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
 - 9 知事は、海外留学資金の貸与を受けた者が、7(二)に該当する場合を除くほか、死亡、重度心身障害その他やむを得ない理由により貸与を受けた海外留学資金を返還することができなくなつたときは、海外留学資金の返還の債務(履行期が到来していないものに限る。)の全部又は一部を免除することができることとした。
 - 10 知事は、海外留学資金の貸与を受けた者が災害、疾病その他やむを得ない理由により海外留学資金を返還することが困難であると認められるときは、その理由が継続する期間は、海外留学資金の返還の債務の履行を猶予することができることとした。
 - 11 海外留学資金の貸与を受けた者は、海外留学研修が修了したときは、遅滞なく海外留学研修に係る報告書を知事に提出し、かつ、海外留学研修の修了の日から起算して一年以内に県内において海外留学研修の成果を発表しなければならないこととした。
 - 12 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。
 - 13 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(条例第二十八号)(教育庁新しい学校づくり推進室)**
- 1 高等学校の教育制度等について調査審議するため、山梨県高等学校入学者選抜制度審議会を山梨県高等学校審議会に改めることとした。
 - 2 担任事務を次に掲げる事項に関する調査審議及び答申に関する事務とすることとした。
- (一) 高等学校の教育制度(中学校と高等学校との連携を含む。)に関する事項

- (二) 高等学校の入学者選抜制度に関する事項
 - (三) その他高等学校に関する重要事項
- 3 山梨県高等学校審議会の委員の任期を二年とすることとした。
 - 4 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第二十九号)(人事課)**
- 1 国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令の一部改正に鑑み、昭和四十八年五月十七日前に退職手当の支給を受けて公庫等職員となり、引き続き公庫等職員として在職した後引き続いて県職員となつた者等が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額の計算に用いる利率を改めることとした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十号)(人事課)**
- 1 東日本大震災に対処するための一般職の国家公務員の休暇制度の改定等に鑑み、職員のボランティア休暇の日数について、平成二十三年十二月三十一日までの間、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村(東京都の市町村を除く。)の区域内において、被災者を支援する活動を行う場合は、年七日まで取得することができることとした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十一号)(人事課)**
- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。
- (一) 次の要件の全てを満たした非常勤職員は、育児休業をすることができることとした。
- (1) 任命権者を同じくする職に引き続き一年以上在職すること。
 - (2) 養育する子が一歳に達する日を超えて引き続き在職することが見込まれること。
 - (3) 勤務日数が人事委員会規則で定める日数以上であること。
- (二) 育児休業をすることができる期間は、原則として子が一歳に達する日までの間とした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例(条例第三十二号)(私学文書課)**
- 1 東日本大震災により被災した幼児、児童及び生徒に対し就学の支援を行う事業を新

たに実施するため、次の改正を行うこととした。

(一) 条例の名前を次のように改めることとした。

山梨県高校生修学支援等基金条例
基金の目的を経済的理由により修学が困難となる高等学校の生徒等の教育の機会
の確保に資するために改めることとした。

(二) 基金の名称を「山梨県高校生修学支援基金」から「山梨県高校生修学支援等基金」
に改めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県税条例の一部を改正する条例(条例第三十三号)(税務課)

1 東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため、次の改正を行うこととした。

(一) 個人の県民税

東日本大震災により居住の用に供することができなくなった住宅借入金特別税額
控除の適用住宅に関し、引き続き住宅借入金特別税額控除の適用を受けることがで
きることとした。

(二) 軽油引取税

原油価格の異常な高騰が続いた場合に、本則の税率を上回る部分の課税を停止す
る規定は、揮発油税に係る当該規定の適用が停止される間、その適用を停止するこ
ととした。

(三) 不動産取得税

東日本大震災の被災家屋等の所有者等が代替家屋等を取得した場合、地方税法上
の課税標準の特例措置との重複適用を回避するため、条例に基づく減免措置の適用
除外とすることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(一)については、平成二
十四年一月一日から施行することとした。

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十四号)
(義務教育課)

1 東日本大震災に対処するための一般職の国家公務員の休暇制度の改定等に鑑み、学
校職員のボランティア休暇の日数について、平成二十三年十二月三十一日までの間、
東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村(東京都の市町村を除く。)の
区域内において、被災者を支援する活動を行う場合は、年七日まで取得することがで
きることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県税条例の一部を改正する条例(条例第三十五号)(税務課)

1 地方税法等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 個人の県民税

(1) 肉用牛の売却による農業所得に係る所得割の課税の特例について、課税対象の
見直しを行った上で適用期限を平成二十四年度から平成二十七年まで延長する
こととした。

(2) 上場株式等の配当割及び譲渡所得割の税率(本則五パーセント)を三パーセン
トとする特例措置の適用期限を平成二十五年十二月三十一日まで延長することと
した

(3) 上場株式等の譲渡所得の申告分離課税に係る税率(本則二パーセント)を一
二パーセントとしている特例措置の適用期限を平成二十五年十二月三十一日まで
延長することとした

(二) 不動産取得税

(1) 公益社団法人又は公益財団法人が取得した不動産を外国人留学生寄宿舎の用に
供した場合における納税義務の免除など、適用実績が僅少なものを廃止すること
とした。

(2) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が取得する事業用施設に係る減額措
置の適用期限を平成二十五年三月三十一日まで延長することとした。

(3) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再
構築計画等に従って譲渡される不動産に係る減額措置について、対象となる計画
類型を限定した上で、その適用期限を平成二十四年三月三十一日まで延長するこ
ととした。

(4) 平成二十五年三月三十一日までの間、サービス付き高齢者向け住宅が新築され
た場合について、住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置を拡充することと
した。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(一)については平成二
十五年一月一日から、1(2)(4)については高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行
の日から施行することとした。

条 例

山梨県医師海外留学資金貸与条例をここに公布する。
平成二十三年七月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十七号

山梨県医師海外留学資金貸与条例

(目的)

第一条 この条例は、外国の病院又は教育施設において診療に関する高度な技術又は専門知識を修得する研修(以下「海外留学研修」という。)を受ける者で、海外留学研修の修了後県内の公立病院等において医師の業務に従事し、かつ、修得した技術又は知識を普及しようとするものに対し、海外留学研修に要する資金(以下「海外留学資金」という。)を貸与すること等により、県内における医療水準の向上及び医師の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「公立病院等」とは、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する者が開設する病院その他医師の確保が特に必要であるものとして規則で定める病院をいう。

(海外留学資金の貸与)

第三条 知事は、次に掲げる要件を満たす者の申請により、その者に海外留学資金を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

一 医師免許を受けている者であること。

二 医師免許を受けた後の期間が五年以上十五年以内である者であること。

三 海外留学研修の期間が規則で定める期間内である者であること。

四 海外留学研修を修了した後、県内の公立病院等において医師の業務に従事する意思を有している者であること。

五 専門医資格を有する者(厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣に届け出た団体が認定する医師の専門性に関する認定を受けた者をいう。)又は規則で定める大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学をいう。)において正規の医学の課程を修めて卒業した者であること。

六 山梨県医師修学資金貸与条例(平成十九年山梨県条例第三十二号)第三条第一項の医師修学資金に係る返還の債務を有する者でないこと。

2 前項の海外留学資金の貸与は、無利子とする。
(海外留学資金の額等)

第四条 海外留学資金は海外留学研修に係る経費並びに渡航及び帰国に要する経費とし、これらの貸与の額は次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

一 海外留学研修に係る経費 月額三十万円

二 渡航及び帰国に要する経費 往復の航空賃その他規則で定める実費(五十万円を限度とする。)

2 海外留学資金の貸与期間は、海外留学研修を開始する日の属する月から海外留学研

修を修了した日の属する月までとする。

(連帯保証人)

第五条 海外留学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人二人を立てなければならない。

(貸与契約の解除及び貸与の休止)

第六条 知事は、第三条第一項の規定による契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、その契約を解除するものとする。

一 海外留学研修を中止したとき。

二 心身の故障のため海外留学研修を開始し、又は修了する見込みがなくなったと認められるとき。

三 海外留学研修の実績又は性行が著しく不良となったとき。

四 海外留学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

五 死亡したとき。

六 海外留学資金の貸与の契約を結んだ日の属する年度の翌年度の末日までに海外留学研修を開始しなかったとき。

七 その他海外留学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 知事は、第三条第一項の規定による契約の相手方が三十日以上海外留学研修を中断したときは、中断した日の属する月の翌月分から中断の期間に相当するものとして知事が指定する期間の最後の月の分まで海外留学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された海外留学資金があるときは、その海外留学資金は、当該期間の満了する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

(返還の債務の当然免除)

第七条 知事は、海外留学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、海外留学資金の返還の債務を免除するものとする。

一 海外留学研修を修了した日から起算して三月(災害、疾病その他やむを得ない理由により医師の業務に従事することができない期間は、算入しない。次条第四号において同じ。)以内に県内の公立病院等において医師の業務を開始し、かつ、当該業務を開始した日の属する月から起算して海外留学資金の貸与を受けた期間の二倍に相当する期間(災害、疾病その他やむを得ない理由により医師の業務に従事することができない期間は、算入しない。)県内の公立病院等において当該業務に従事したとき。

二 前号に規定する医師の業務に従事している期間中に業務上の理由により死亡し、

又は当該業務に起因する心身の故障のため当該業務に従事することができなくなるとき。

(返還)

第八条 海外留学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が生じた日の属する月の翌月末日までに海外留学資金を返還しなければならぬ。

- 一 第六条第一項の規定により、海外留学資金を貸与する旨の契約が解除されたとき。
- 二 前条第一号に規定する医師の業務に従事している期間中に死亡したとき（同条第二号に該当するときは除く。）。
- 三 医師免許を取り消されたとき。
- 四 海外留学研修を修了した日から起算して三月以内に県内の公立病院等において医師の業務を開始しなかつたとき。
- 五 その他海外留学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(返還の債務の裁量免除)

第九条 知事は、海外留学資金の貸与を受けた者が、第七条第二号に該当する場合を除くほか、死亡、重度心身障害その他やむを得ない理由により貸与を受けた海外留学資金を返還することができなくなつたときは、海外留学資金の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。次条において同じ。）の全部又は一部を免除することができる。

(返還の債務の猶予)

第十条 知事は、海外留学資金の貸与を受けた者が災害、疾病その他やむを得ない理由により海外留学資金を返還することが困難であると認められるときは、その理由が継続する期間は、海外留学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(延滞利息)

第十一条 海外留学資金の貸与を受けた者が、正当な理由がなく海外留学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数により計算した延滞利息を支払わなければならない。

(海外留学研修に係る報告書の提出等)

第十二条 海外留学資金の貸与を受けた者は、海外留学研修が修了したときは、遅滞なく海外留学研修に係る報告書を知事に提出し、かつ、海外留学研修の修了の日から起算して一年以内に県内において海外留学研修の成果を発表しなければならない。

(委任)

第十三条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十三年七月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十八号

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中、「山梨県高等学校入学者選抜制度審議会」を、「山梨県高等学校審議会」に改める。

別表第一第一号の表山梨県高等学校入学者選抜制度審議会の項を次のように改める。

山梨県高等学校 審議会	次に掲げる事項に 関する調査審議及 び答申に関する事 務	十八人以内	一 学識経験のある者 二 関係行政機関の職員	二年
	一 高等学校の教 育制度（中学校 と高等学校との 連携を含む。） に関する事項			
	二 高等学校の入 学者選抜制度に 関する事項			
	三 その他高等学 校に関する重要 事項			

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
 2 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。
 別表第一中、「山梨県高等学校入学者選抜制度審議会」を、「山梨県高等学校審議会」に改める。

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成二十三年七月十三日

山梨県知事 横 内 正 明
山梨県条例第二十九号

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(第四十五号)の一部を次のように改正する。
 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年山梨県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。
 附則別表平成二十一年四月一日以後の項中、「以後」を、「から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同表に次のように加える。

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	年一・八パーセント
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	年一・九パーセント
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	年一・〇パーセント
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	年一・二パーセント
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	年一・六パーセント
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	年一・九パーセント
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	年三・四パーセント
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	年三・六パーセント
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	年三・九パーセント

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	年四・〇パーセント
平成三十二年四月一日以後	年四・一パーセント

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成二十三年七月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。
 附則を附則第一項とし、同項に見出しとして、「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(東日本大震災に対処するための特別休暇の特例)

2 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例(平成二十三年山梨県条例第三十号)の施行の日から平成二十三年十二月三十一日までの間における別表四の項の規定の適用については、同項中「五日」とあるのは、「五日(東日本大震災に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村(東京都の市町村を除く。))の区域内において、人事委員会規則で定める活動を行う場合にあつては、七日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成二十三年七月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十一号

山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(山梨県職員の育児休業等に関する条例(平成四年山梨県条例第一号)の一部を次のよ

うに改正する。

第二条に次の二号を加える。

三 山梨県一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第四条第三項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

四 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

イ 次のいずれにも該当する非常勤職員

- (1) 任命権者を同じくする職（以下この条、次条第三号及び第三条第七号において「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員
- (2) その養育する子が一歳に達する日（以下この条及び次条において「一歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の一歳到達日から一年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）
- (3) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

ロ 次条第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の一歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める日）

第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- 一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の一歳到達日
- 二 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前の日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初

日とされた日）が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が一歳二か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）別表十の項又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第二十七号）別表十の項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日）と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日（当該地方等育児休業の期間の初日）の翌日（当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの）にあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日（を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が一歳六か月に達する日

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ロ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第三条に次の二号を加える。

- 六 第二条の二第三号に掲げる場合に該当すること。
- 七 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特

十四条第一項第二号に該当する場合に限る。)における当該不動産の取得につき附則第五十一条の規定の適用を受けるときは、第六十四条の規定は、適用しない。
(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)
第十二条の二十一 附則第十二条の十四の二の規定は、震災特例法第四十四条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二条の十八の次に三条を加える改正規定中附則第十二条の十九に係る部分は、平成二十四年一月一日から施行する。

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十四号

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(東日本大震災に対処するための特別休暇の特例)

2 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例(平成二十三年山梨県条例第三十四号)の施行の日から平成二十三年十二月三十一日までの間における別表四の項の規定の適用については、同項中「五日」とあるのは、「五日(東日本大震災に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村(東京都の市町村を除く。)(の区域内において、人事委員会規則で定める活動を行う場合)にあつては、七日)」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十五号

山梨県条例等の一部を改正する条例

(山梨県条例の一部改正)

第一条 山梨県条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第六十二条の六の見出し中「市街地再開発組合等」を「再開発会社」に改め、同条第一項を次のように改める。

知事は、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第五十条の二第三項に規定する再開発会社(以下この項において「再開発会社」という。)が、同法第二条第一号に規定する第二種市街地再開発事業(以下この項において「第二種市街地再開発事業」という。)の施行に伴い同法第百十八条の七第一項第三号の建築施設の部分(次項において「建築施設の部分」という。)を取得した場合において同法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日に同法第百十八条の十一第一項に規定する譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したとき又は再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第二条第四号に規定する公共施設(以下この項及び次項において「公共施設」という。)の用に供する不動産を取得した場合において同法第百十八条の二十第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金の納税義務を免除するものとする。

第六十二条の六第二項中「敷地の取得にあつては三年、施設建築物の取得にあつては六月以内」を「建築施設の部分の取得にあつては都市再開発法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日まで、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては同法第百十八条の二十第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告があつた日の翌日まで」に改め、同条第五項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第五項、第七項、第九項又は第十項」を削り、同項を同条第五項とし、同条第十四項中「第六項、第八項、第十項又は第十二項において準用する場合を含む。」を削り、同項を同条第六項とし、同条第十五項中「第六項、第八項、第十項又は第十二項において準用する場合を含む。」を削り、同項を同条第七項とする。

第六十二条の七を削る。

第六十二条の八第一項中「この条及び次条」を「この項」に改め、同条を第六十二条の七とする。

第六十二条の九の見出し中「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項又は」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「又は第二項」を削り、同項を同条第五項とし、

同条第七項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

第六十二条の十及び第六十二条の十一を削る。

附則第六条第一項第三号及び附則第六条の二第一項第二号中「第四十一条の十八」の下に、「第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三」を加える。

附則第六条の二の二第一項中「平成二十四年度」を「平成二十七年年度」に、「すべて」を「全て」に、「二千頭」を「千五百頭」に改め、同条第二項中「二千頭」を「千五百頭」に、「すべて」を「全て」に改める。

附則第十条の二第一項中「助成金」の下に「その他これに類するものとして府令で定めるもの」を加え、「平成元年四月一日から平成二十三年六月三十日まで」を「平成二十三年七月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、同条第三項中「次の表の上欄に掲げる計画」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画」に、「に係る同表の中欄に掲げる認定が平成二十一年六月二十二日から平成二十三年六月三十日まで」を「に係る同法第三十九条の二第一項の規定による認定（同法第三十九条の三第一項の規定による変更の認定を含む。以下この項において同じ。）が平成二十三年七月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に改め、「以下この項において同じ」を削り、「従つて事業の譲渡若しくは」を「従つて事業の譲渡又は」に、「同表の下欄に掲げる者又は同表の上欄に掲げる計画（同表第二号及び第五号の上欄に掲げる計画を除く。）に従つて同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者」を「同法第三十九条の三第一項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者」に、「それぞれ同表の中欄に掲げる」を「当該計画に係る同法第三十九条の二第一項の規定による」に改め、同項の表を削り、同条に次の一項を加える。

5 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの用に供する土地の取得を平成二十五年三月三十一日までにした場合における第五十八条第一項及び第五項並びに第六十条第二項の規定の適用については、第五十八条第一項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「住宅（政令で定める住宅に限る。以下「特例適用住宅」という。）一戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものについて）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第

二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものについて」と、第五十八条第一項各号及び同条第五項並びに第六十条第二項中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」と、第五十八条第五項中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

（山梨県条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 山梨県条例の一部を改正する条例（平成二十年山梨県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項、第三項、第六項及び第八項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中山梨県条例附則第六条第一項第三号及び附則第六条の二第一項第二号の改正規定 平成二十四年一月一日

二 第一条中山梨県条例附則第六条の二の二第二項及び第二項の改正規定並びに次条の規定 平成二十五年一月一日

三 第一条中山梨県条例附則第十条の二に一項を加える改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行の日

（個人の県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の山梨県条例（次条第一項及び第二項並びに第五項において「新条例」という。）附則第六条の二の二第二項及び第二項の規定は、平成二十五年年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、第一条の規定による改正前の山梨県条例（次条第三項及び第四項において「旧条例」という。）附則第六条の二の二第一項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十四年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の不動産の取得

に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十条の第二項の規定は、平成二十三年七月一日以後に取得した不動産に対して課する不動産取得税について適用し、同日前に取得した不動産に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 平成二十三年六月三十日以前に旧条例附則第十条の第二項の表（第五号を除く。以下この項において同じ。）の中欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計画に従って事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた同表の下欄に掲げる者又は当該計画（同表第二号の上欄に掲げる計画を除く。）に従って同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を同日後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第十条の第三項の規定は、平成二十三年七月一日以後に、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）第三十九条の第二項の規定による認定（同法第三十九条の第三項の規定による変更の認定を含む。）がされた同条第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従って事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた同条第一項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者が、新条例附則第十条の第三項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前に旧条例附則第十条の第三項の表（第五号に限る。以下この項において同じ。）の中欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計画に従って事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた同表の下欄に掲げる者又は当該計画に従って同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を同日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番